

建設コンサルタント業務 委託業務特記仕様書

業務名：大口径幹線対策検討および設計業務

必須事項 (項目)	内 容
1. 契約の方法 ・ 種類	契約は、総価契約による「委託契約」とする。
2. 総則	(1) 本特記仕様書は、大口径幹線対策検討および設計業務（以下「本業務」という）に適用する。 (2) 本特記仕様書に定めのない事項は「神戸市測量・地質調査・設計業務等共通仕様書」、「下水道施設設計業務等共通仕様書」に定めるものとする。なお、「神戸市測量・地質調査・設計業務等共通仕様書」と「下水道施設設計業務等共通仕様書」との重複事項については、「下水道施設設計業務等共通仕様書」を優先する。また、本特記仕様書、「神戸市測量・地質調査・設計業務等共通仕様書」、「下水道施設設計業務等共通仕様書」に明記されていない事項については、本市監督員と協議の上、決定する。
3. 業務概要	本業務は、下水道管路の全国特別重点調査の結果を受けて污水管および合流管で緊急度Ⅱと判定された異常箇所を対象とし、対策範囲と対策工の方針を既設管調査結果から定めるとともに、部分的な改築や修繕の実施設計を行うものである。
4. 契約期間	契約締結日翌日から 2027 年 3 月 31 日とする。 予算繰越の上は 2027 年 7 月 30 日までとする。
5. 履行場所	神戸市内
6. 技術者	(1) 管理技術者の資格要件 管理技術者は、技術士(上下水道部門(選択科目を「下水道」とする者に限る。))の資格保有者であること。 (2) 照査技術者の配置および資格要件 照査技術者は、(1)に掲げる管理技術者の資格要件を満たす者、又は RCCM(下水道部門)資格保有者であること。 (3) 管理技術者及び照査技術者と受注者の雇用関係 管理技術者及び照査技術者は、本業務の契約日から業務完了日までの間、本業務の受注者と直接的雇用関係にななければならない。受注者は、監督員からの請求があった場合は、受注者と直接的雇用関係にあることを証明する書類を速やかに提出しなければならない。
7. 実施体制 と執行計画	受注者は実施体制の構築および執行計画の立案において以下を順守しなければならない。 (1) 業務に必要な技術基準、マニュアル、共通仕様書等を十分に理解した上で業務を行わなければならない。 (2) 契約図書等に示された当該業務と関連する他の業務、事業を理解して業務を行わなければならない。 (3) 管理技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を適切に行わなければならない。

必須事項 (項目)	内 容
	い。なお、管理技術者は主要な設計協議に出席しなければならない。 (4) 設計図書等に基づき適切に業務を実施しなければならない。 (5) 優れた技術力や創意工夫をもって業務の成果に貢献しなければならない。 (6) 業務の実施方針における検討方法は、業務の目的を十分に理解し、成果を得るための的確な手順、手法でなければならない。 (7) 業務の実施体制は、業務の内容に応じた適切な人員配置を行い、業務の停滞や手戻りを生じさせずに業務を完了させなければならない。 (8) 業務実施段階で判明した重要な事実等については速やかに変更業務計画書に反映し提出しなければならない。
8. 執行管理	受注者は本業務を履行するにあたり、以下を順守して業務の執行管理を行わなければならない。 (1) 業務工程表を契約締結後すみやかに提出しなければならない。 (2) 契約締結後、すみやかに設計業務等に着手しなければならない。 (3) TECRIS への登録申請は本市監督員の確認を受けたうえですみやかに行わなければならない。 (4) 監督員と連絡を密にとり、円滑な業務の実施に努めなければならない。 (5) 本市監督員の指示事項に迅速に対応しなければならない。 (6) 打合せにおいて、業務の課題を明確にし、解決策の提案をしなければならない。 (7) 打合せにおいて、発注者が判断できる適切な資料の提示・提出をしなければならない。 (8) 打合せ記録簿は、必要な事項を簡潔に整理し、すみやかに提出しなければならない。 (9) 業務計画書には期日までに業務を完了させるために必要な作業の区切り（クリティカルポイント）を明確にした工程表を添付しなければならない。 (10) 工程に変更を生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、本市と協議しなければならない。
9. 品質管理	受注者は成果物の品質確保のため、以下を順守しなければならない。 (1) 照査技術者は、照査計画を作成し、照査に関する事項を定め、業務計画書に記載しなければならない。 (2) 照査技術者は、業務の各段階において自身での照査を行わなければならない。 (3) 照査技術者は、基本条件の設定に対し、管理技術者が基本情報を収集して把握しているのか確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行わなければならない。 (4) 照査技術者は業務期間をとって適切に照査を実施しなければならない。 (5) 設計方針および設計手法が適切であるかの照査を適正に行わなければならない。 (6) 設計計算書、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を適正に行わなければならない。 (7) 現場条件に対応した施工方法を複数提案し、総合的な判断に基づき決定しなければならない。 (8) 資料の提出時に、転記・計算ミスのないように内容のチェックを行わなければならない。 (9) 業務の実施に当たり、最新の技術基準及び参考図書並びに特記仕様書に基づき実施しなければならない。また、使用にあたっては事前に本市監督員の承諾を得ること。

必須事項 (項目)	内 容
	(10) 業務の実施に当たり、設計図書に定める技術基準等について、十分に理解した上で適用しなければならない。 (11) 技術基準等が無い項目の取り扱いについて具体的に記述しなければならない。 (12) 履行段階において、状況に応じた適切な対応や提案を行わなければならない。 (13) 既往設計の計画を踏まえた成果としなければならない。
10. 現地作業 における注意 事項	(1) 現地作業に際しては、受注者の責任において十分な安全対策を講じるとともに、事故防止に努めなければならない。 ①現地作業中の安全確保については、「神戸市測量・地質調査・設計業務等共通仕様書 第34条」によるものとするが、特に酸素欠乏症等防止対策（硫化水素発生等の有毒ガス対策）、高所作業（大深度マンホール内作業）における対策、大流量管路内等での安全対策が必要な場合については、現地作業の安全に留意して現場管理を行い、事故及び災害の防止に努めなければならない。 ②既設マンホール蓋は、現地作業完了後、段差の無いよう確実に閉めなければならない。 (2) 現地作業において以下の状況を確認した場合は、直ちに本市に報告しなければならない。 ・マンホールの躯体および蓋の破損 ・道路陥没 ・マンホール内部の滞留・堆積 ・管きよの閉塞 ・その他、緊急の対応を要する異常
11. 業務内容	基本的な業務内容については、「下水道施設設計業務等共通仕様書」（第2章管渠）によるが、詳細な業務内容については、本特記仕様書に記載するものを優先する。 https://www.city.kobe.lg.jp/a78445/business/todokede/kensetsukyoku/gesui.html 1. 実施設計 本作業は、既設管調査結果をもとに対策範囲と対策工の方針を定め、対策工事の詳細設計を行うものに適用する（内径 2,000 mm以上）。 (1) 資料確認 本市より貸与する資料の確認及び整理、埋蔵文化財包蔵地図、道路台帳、認定路線網図、バス路線図等の設計に必要となる資料の確認を行う。 ・上位計画図書の確認 ・下水道台帳の確認 ・土質調査の確認 ・その他必要な資料の確認 ・TVカメラ調査の確認 (2) 現場環境調査 地勢、土地利用、排水区界、支障物件の有無、道路状況、周辺状況、交通状況、交通規制の把握等を行い、工事の実施における制約条件を確認する。 ・支障物件等の有無、道路状況、周辺状況、交通状況の把握 (3) 対策工の方針検討

必須事項 (項目)	内 容
	本市が貸与する、下水道管路の全国特別重点調査の結果を受けて污水管および合流管で緊急度Ⅱと判定された異常箇所のＴＶカメラ調査をもとに、異常内容ごとに対策範囲および対策工の方針を定める。 必要に応じて、対策工は既存の工法に捉われない工法を提案し、施工の実現可否についても十分に検討する。 ※追加でＴＶカメラ調査等の既設管調査は実施しない。ただし、対策方針を検討する中で、既設管調査が必要となった場合は監督員と協議を行うこと。なお、追加した既設管調査は設計変更の対象とする。 (４) 設計計画 定めた方針をもとに、各箇所の仮設計画、交通規制などを含む施工計画を行う。 (５) 設計図作成 設計計画に基づき、位置図、施設平面図、平面図、区画割平面図の作成を行う。 ※縦断面図・横断面図、構造図等は原則として作成不要とする。 ・系統図（位置図・施設平面図） ・平面図 (６) 数量計算 設計計画に基づき必要な工種の数量計算を行う。 本市監督員と協議の上、作成を行うこと。 ・対策工 ・事前事後処理等 (７) 照査 ・設計計画の妥当性の照査 ・各種計算書の適切性の照査 ・各種設計図の適切性の照査 ・各種計算書と設計図の整合性の照査 ・赤黄チェック ２．報告書作成 設計業務成果概要書は、業務全般の内容とそのポイントが的確に解説し取りまとめられていなければならない。具体的には設計の目的、位置、設計項目、設計条件、検討内容、土質条件、埋設物状況、施工方法、工程表、特に考慮した事項、コントロールポイント、施工性、経済性、耐久性、維持管理性、美観、環境等について取りまとめなければならない。また、報告書は各種根拠を明確にし、設計図書にある検討項目、業務遂行段階での指示事項を漏れなく取りまとめなければならない。 なお、本業務で検討した改築・修繕工法を、本業務の対象路線以外の管路施設にも広く活用することを目的として、クラックや浸入水、腐食などの劣化状況および現場状況に応じた対策範囲や対策工法を適切に選定できるよう体系化し、実務で活用しやすいマニュアルとして取りまとめること。 取りまとめる内容は監督員と協議のうえ行うこと。

必須事項 (項目)	内 容
	3. 設計協議 設計方針に関わる業務内容について、本市監督員と設計協議を行う（書類提出等の軽微な打ち合わせを除く）。本市監督員と協議の上、事前に作業内容を確定させてから業務を進めること。また、7.実施体制と執行計画、8. 執行管理、9.品質管理の内容を十分に確認のうえ、打合せに臨むこと。
12. 報告書の 審査及び 納品	(1) 提出資料については「下水道施設設計業務等共通仕様書 第2章管渠 第8節提出書類」を標準とするが、下水道施設設計業務等共通仕様書に記載の「A4版にパイプ式ファイル黒表紙、金文字製本」は不要とし、A4版のファイルに製本し、2部提出すること。 (2) 納品先は、建設局下水道部管路課とする。 (3) 部分納品を除く報告書の提出時期は、監督員から別途指示がない場合、原則として工期の2週間前とし、本市監督員の審査を受けなければならない。 (4) 報告書の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。 (5) 業務の審査に合格後、報告書一式を納品し、本市の検査員の検査をもって、業務の完了とする。 (6) 契約の内容に適合しないことを知り報告書を納品した場合、または重大な過失によってその事実を知らなかったことが業務完了後に明らかになったときは、受注者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。
13. 電子納品	(1) 本業務は神戸市簡易版電子納品の対象業務とし「神戸市電子納品運用指針（簡易版）（案）R3.4」に基づいて作成するものとする。 (2) 電子納品にはオリジナルデータを含むものとする。オリジナルデータの設計図は、CADで作成し、Auto CAD LT2010において使用可能なDWG、または、DXF形式ファイルで納品することを原則とする。また、CADによる作図が困難であるものについては、TIFF形式（300DPI以上）のラスターデータにより納品することができる。また、設計図に用地図がある場合、用地図のファイルフォーマットはAuto CAD LT2010において使用可能な形式とする。
14. 担保期間	完成検査合格の当日より12ヶ月
15. 貸与品	(1) 設計基準に係る資料 ・ 神戸市下水道設計指針（管路施設編） ・ 各種設計マニュアル等 (2) 下水道台帳資料 ・ 下水道台帳DXFデータ ・ テレビカメラ調査票及び調査情報 ・ 管きょ属性情報 ・ 地域特性情報 (3) 現場条件に係る資料 ・ 掘削規制図 ・ 舗装構成図 ・ 掘削調整会議資料

必須事項 (項目)	内 容
	(4) 各種様式等 ・ 設計図 (サンプル) (5) 業務に必要な本市所有の関係資料が他にある場合、協議の上貸与する。 (6) 本市からの入手資料や業務で作成した資料等は、業務完了の時点をもって返却すること。
16. 情報共有システム	本業務は、契約後に監督員の承諾を得たうえで、情報共有システムを使用することが出来る。実施にあたっては、「神戸市情報共有システム活用ガイドライン」によるものとする。
17. その他	(1) 環境への配慮 (環境マネジメントシステム) 神戸市では、調達すべき環境物品等や環境配慮型契約の種類や調達目標を「神戸市グリーン調達等方針」として定めている。 本業務においても「神戸市グリーン調達等方針」を反映することとし、趣旨を理解の上、協力すること。 業務着手前に神戸市環境局ホームページ「地球温暖化対策 計画」にて確認すること。 (2) ウィークリースタンスの推進 本業務はウィークリースタンスの推進の対象業務とし、受発注者間で以下の通り目標を定め取り組むものとする。受発注者は、ウィークリースタンス推進チェックシートを作成し初回打合せにおいて受発注者間で取り組み内容を定めるものとする。 「ウィークリースタンス」とは、業務を円滑かつ効率的に進めるため、受発注者間における仕事の進め方として、1週間における受発注者間相互のルールや約束事、スタンスを目標として定め、計画的に業務を履行することにより業務環境等を改善し、より一層、魅力ある仕事、現場の創造に努めることを目的としているものである。

位置図

対象延長は赤線のうち緊急度Ⅱと判定された

マンホール間延長：約7.4km

要対策延長：約0.4km

